北海道核燃料税の新設(更新)について

|1.北海道核燃料税新設(更新)の理由 | [北海道協議書抜粋]

泊原子力発電所の立地に伴い、立地地域及びその周辺地域における防災対策、放射能監視、温排水影響調査、原子力発電に関する広報等の安全対策のほか、基幹産業である農漁業の振興等の生業安定対策、道路整備等の民生安定対策など、多額の財源需要があることから、本道では、それらの財政需要に対応するため、昭和63年9月から核燃料税を創設し、これまで6度の更新を行って参りましたが、平成30年に更新した現行の核燃料税条例の適用期間は令和5年8月31日までとなっています。

現在、原子力発電所の立地に伴う国の財源措置として、「電源三法交付金」制度や「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」による補助制度がありますが、これらの制度では充足できない多様な財政需要が引き続き存在していることから、核燃料税の課税期間を5年間延長することとしたものです。

|2. 北海道核燃料税の概要|

課税団体	北海道
税目名	核燃料税(法定外普通税)
課税客体	①価額割:発電用原子炉への核燃料の挿入
	②出力割:発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額
	②出力割:発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割:100分の8.5
	②出力割:37,750円/千kW/課税期間(3か月)
徴収方法	申告納付
収入見込額	(平年度)約1,801百万円
非課税事項	_
徴税費用見込額	_
課税を行う期間	5年間(令和5年9月1日~令和10年8月31日)

3. 同意要件との関係

北海道核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- 〇地方税法 (昭和25年法律第226号) (抄) (総務大臣の同意)
- 第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
 - 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
 - 二地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
 - 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
- (1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく 過重となること。」

① 課税標準

北海道核燃料税(以下、本税という。)の価額割の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」、出力割は「発電用原子炉の熱出力」としており、国税又は他の地方税において、形式的に課税標準を同じくするものはない。

なお、出力割の課税客体は「発電用原子炉を設置して行う発電事業」とされていることから、「一般送配電事業者等の販売電力」を課税客体とする電源開発促進税(国税)及び「法人が行う事業」を課税客体とする法人事業税(地方税)と実質的に課税標準を同じくしているか否かの検討を行う。

電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるために課されるものである。発電コストの一部として、間接的に電気の利用者(受益者)に負担を求めるものであり、課税標準を「販売電気の電力量」としているのは、受益の程度が販売電力量に対応するためである。

また、法人事業税については、収益活動が、道路をはじめとした諸々の公 共施設の利用を通じて行われていることから、これらの施設に必要な経費を 分担せしめる目的で課されており、事業という収益活動に担税力を見出し、 事業活動の規模を適切に表すために、電気供給業については収入金額等を課 税標準としている。

一方で、本税出力割の課税標準が「発電用原子炉の熱出力」となっているのは、本税が原発立地に伴う財政需要に充てるための税であるところ、財政需要が原子炉の熱出力(規模)に対応するためである。

以上を踏まえると、本税と電源開発促進税及び法人事業税は、形式的にも 実質的にも課税標準が同じであるとは言えないと考えられる。

② 住民の負担

特定納税義務者である北海道電力(株)は、2021年度の年間売上(連結)が6,634億円の企業であり、本税による負担(平年度)は約18億円/年である。また、仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、北海道の試算によると、一般的な家庭1世帯で20.2円/月程度の負担となるとしている。以上を踏まえると、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民 の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。本税は、北海道における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に 照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。